明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第十二号の三様式を次のように改める。

第十二号の三様式（第三条の七関係）

道府県民税利子割納入申告書

知事殿			特別徴収義務者・取扱営業所等	県・営									
平成　年　月分				所在地及び名称									
平成　年　月　日提出													㊞
特別徴収義務者番号				(所属)									
				(電話)									
				法人番号									
処理事項								口座番号			加入者名		
支払金額	01	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		
特別徴収税額	02												
（延滞金）	03												
納入金額合計	04												
課税事務所												受付印	
（取りまとめ店）													
（取りまとめ局）		都道府県　局（〒　）											
上記のとおり利子割の納入について申告します。（都道府県保管）													

備考

1　この納入申告書には、第12号の４様式、第12号の４の２様式又は第12号の４の３様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の５様式の営業所等別明細書を添付すること。

2　この納入申告書の記載の要領は、次によること。

⑴　「平成　年　月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。

⑵　「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。

⑶　「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等（本社、本店を含む。）の所在地及び名称等を記載すること。

⑷　「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

⑸　「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。

⑹　「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。

⑺　「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。

⑻　「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。

⑼　「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

第十一号の四の三様式の表種類の欄中「低当証券」を「抵当証券」に改める。

第十一号の四の三様式備考２⑴イ中「第９条の２第１項に規定する老人等の郵便貯金の利子、同法」を「障害者等の少額預金」を「障害者等の少額公債」に改める。